

2018 年度
体育史学会 第7回大会
プログラム・発表抄録集

中京大学名古屋キャンパス センタービル6階

2018年5月12日(土)～13日(日)

体育史学会について

- . 「学会名鑑（日本学術会議・公益財団法人 日本学術協力財団・国立研究開発法人 科学技術振興機構が連携して作成しているデータベース）」に掲載の情報をもとに作成しました。

（2018年4月3日現在）

和文名

体育史学会

欧文名

JAPAN SOCIETY OF THE HISTORY OF PHYSICAL EDUCATION AND SPORT

ウェブサイト

<http://taiikushi.org/>

学術研究領域

心理学・教育学、史学、健康・生活科学

設立趣旨

多様化の容認と相互理解の促進をめざす現代社会において、体育・スポーツはこれ自体が変化するとともに、社会の変化にも避けがたい影響を与えている。このような状況の中、体育・スポーツと社会の将来を展望するために必要となる歴史的知見の蓄積が、社会的に要請されている。体育史学会はこの要請に応えるべく、体育史研究者による研究上の緊密な連携によって体育・スポーツ史に関する研究の発展を図ることを目的に設立された。

沿革

1961年 日本体育学会体育史専門分科会（前身）設立

2011年 体育史学会 設立（設立年月日：2011年9月25日）

2015年 日本学術会議 協力学術団体に登録

2016年 日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体に登録

役員

会長 1人、理事 6人、監事 2人（男性 6人、女性 3人）

会員数

会員数 233人、正会員 214人（うち学生会員2人）、名誉会員 14人、講読会員 5人

刊行物

『体育史研究』

欧文名：Japan Journal of the History of Physical Education and Sport

創刊年：1984年 最新号：35号（2018年3月発行）

発行部数：260（部／回）

URL：<http://www.taiikushi.org/db/>

他の学術団体との関係

日本体育学会 専門領域体育史

日本学術会議 協力学術研究団体

日本スポーツ体育健康科学学術連合 加盟学術団体

2018年度 体育史学会 第7回大会 開催要項

1. 日程

1日目：5月12日（土）13:00～17:30

一般研究発表、研究方法セミナー、終了後に情報交換会（～20:00）

2日目：5月13日（日）9:30～12:15

一般研究発表、総会

2. 会場・会場責任者

中京大学名古屋キャンパス センタービル6階（名古屋市昭和区八事本町101-2）

大会幹事：新井博 理事（日本福祉大学）、会場責任者：來田享子 理事（中京大学）

3. 交通

地下鉄鶴舞線・地下鉄名城線 八事駅5番出口（キャンパスに直結）

・アクセスマップ：<https://www.chukyo-u.ac.jp/information/access/h1.html>

4. 参加費

会員：1,000円、非会員：2,000円、学生（会員・非会員を問わず）：無料

5. 一般研究発表時間

発表 25分、質疑応答 20分（計 45分）

6. 学会企画：体育史研究・研究方法セミナー

演者：村戸弥生会員（石川工業高等専門学校）

演題：蹴鞠口伝書読解方法について

——江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

司会：山田理恵会員（鹿屋体育大学）

7. 情報交換会（非学生 4,000円 学生 1,000円）

5月12日（土）17:50～20:00

中京大学名古屋キャンパス センタービル2階「プレジール」

◆お願い◆ =====

情報交換会への参加を希望される方は、次の手順でお申し込み下さい。

1) 申込先：体育史学会事務局 taiikushi_office@taiikushi.org

2) 〆 切：2018年5月7日（月）13:00

3) 方 法：次の2点を記載したメールを、事務局へ送って下さい。

（1）会員氏名、（2）学生・非学生の別

=====

2018年度 体育史学会第7回大会 プログラム

1日目 5月12日（土） 13:00開会

| 開始時刻 | 発表者 | 演題 | 座長 |
|-----------------|--------------------------|--|--------------------------|
| 13:05 ～13:50 | 古川 修 | 武道教員の資格取得状況：埼玉県にみる武徳会称号（教士、錬士）の取得状況との比較 | 鈴木 明哲 (東京学芸大学) |
| | | 【 休憩 5分 】 | |
| 13:55 ～14:40 | 佐藤 宏拓穰 (柏木学園高等学校) | 武道教員養成校における卒業生の就職先に関する研究：各学校の卒業生名簿を中心に | 大久保 英哲 (金沢星稜大学) |
| | | 【 休憩 5分 】 | |
| 14:45 ～15:30 | 川村 若菜 (福岡教育大学 大学院) | 明治後期における英国田園都市構想の日本への伝播と「間時利導（かんじりどう）」に関する研究：西欧のレジャー・レクリエーション計画・施設の日本への受容をめぐって | 秋元 忍 (神戸大学) |
| | | 【 休憩 5分 】 | |
| 15:35 ～16:20 | 鷗木 千加子 (甲南大学) | 国際バドミントン連盟初期による国際的な運営の確立（1934-1939年） | 和田 浩一 (フェリス女学院 大学) |
| | | 【 休憩 10分 】 | |
| 16:30 ～17:30 | 村戸弥生 (石川工業高等 専門学校) | 蹴鞠口伝書読解方法について：江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて | 山田 理恵 (鹿屋体育大学) |
| 17:50 ～20:00 | | 情報交換会 （会場：プレジール） | |

2日目 5月13日（日）

| | | | |
|-----------------|--|---|------------------|
| 9:30 ～10:15 | 冨田 幸祐 (日本体育大学 オリンピックスポーツ 文化研究所) | 植民地樺太のスポーツ：『樺太日日新聞』から捉える植民地におけるスポーツの一側面 | 新井 博 (日本福祉大学) |
| | | 【 休憩 5分 】 | |
| 10:20 ～11:05 | 崎田 嘉寛 (広島国際大学) | 東京パラリンピック大会（1964）の記録映画 | 來田 享子 (中京大学) |
| | | 【 休憩 10分 】 | |
| 11:15 ～12:15 | | 総 会 | |

* 発表 25分、質疑応答 20分（計45分）、研究方法セミナーは60分。

◆ 体育史学会のこれまでの学会大会と研究方法セミナーの軌跡 ◆

第1回大会（2012年5月12-13日、福山平成大学）

楠戸 一彦（広島大学）

- 歴史研究の課題：実証と解釈

第2回大会（2013年5月11-12日、明治大学和泉キャンパス）

阿部 生雄（筑波大学名誉教授）

- スポーツ史におけるイデオロギーと無意識：概念史、人物史、制度史

第3回大会（2014年5月10-11日、神戸大学発達科学部）

山本徳郎（奈良女子大学名誉教授）

- 初期トゥルネン史研究で考えたこと

第4回大会（2015年5月16-17日、ホルトホール大分）

木下秀明（体育史学会会員）

- 私の陸軍戸山学校史研究：これ迄とこれから

第5回大会（2016年5月14-15日、一橋大学）

寶學淳郎（金沢大学）

- 私の東ドイツスポーツ史研究

第6回大会（2017年5月13-14日、龍谷大学）

佐々木浩雄（龍谷大学）

- 研究テーマの一貫性と俯瞰的視野：「体育・スポーツと国民統合」というテーマから

第7回大会（2018年5月12-13日、中京大学）

村戸弥生（石川工業高等専門学校）

- 蹴鞠口伝書読解方法について：

江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

蹴鞠口伝書読解方法について

—— 江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて ——

村戸 弥生（石川工業高等専門学校非常勤講師）

0：はじめに

発表者は本来国文学分野で学んできた者である。スタートは説話文学研究であったが、『成通卿口伝日記』（群書類従所収）という蹴鞠口伝書の中にある蹴鞠説話に衝撃を受け、修士論文で『成通卿口伝日記』の研究をし、それから12世紀の藤原頼輔著『蹴鞠口伝集』といった蹴鞠口伝書そのものの研究に進んだ。その頃に、やはり蹴鞠研究を精力的になさっていた渡辺融先生の知己を得て、これが体育史分野の方々と縁を結ぶきっかけとなった。

本発表では体育史分野の若い研究者向けの研究方法セミナーということで、国文学研究の立場からいかに体育史分野と連携できるかということについて話してみたい。発表テーマの副題は「江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究から地下外郎派蹴鞠復元へ向けて」と長々しいが、前半の「江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究」は私が今関心を持って行っている研究であり、文献を基にした地味な座学である。後半の「地下外郎派蹴鞠復元」は体育スポーツ専門の方でないといふことができない実技の部分で、研究の目的でもあり集大成となる花の部分である。現在、この花を開かせることに向けての努力を続けている。

発表テーマにある「蹴鞠口伝書読解」は、江戸初期地下鞠といった失われた身体芸を復元するための基礎となる地味な作業であるが、本発表では、その作業がどのように行われているのかを具体的に中間報告する。また、『中撰実又記』の口伝の身体動作に関わる箇所は難解であり、体育スポーツ実技者の立場からの意見は口伝書の読みにも重要な示唆を与えてくれているので、そのような具体例をも中間報告する。現在、異分野間での協同研究はかなり盛んに行われているようだが、本発表で体育史と国文学での協同の一例を具体的に示すことができるかもしれない。

1：江戸初期蹴鞠書『中撰実又記』研究

『中撰実又記』は、正保三年（一六四六）八月六日、橋本源左衛門（不明）宛の奥書をもつ江戸時代初期の地下蹴鞠口伝書である。上下二巻の書で、上巻「鞠法」は懸（蹴鞠コート）の作り方・整備法、装束の着用法、懸への着座法などの作法口伝であり、下巻の「蹴法」は蹴鞠の足遣いや練習法などの技術口伝である。作者は外郎右近政光という地下の蹴鞠名手である。

蹴鞠研究は中世までの飛鳥井・難波・御子左といった公家鞠のほうの研究は進んできてはいるが、江戸時代の蹴鞠研究はまだまだなされておらず、特に、地下鞠の実態はほとんど知られていない。『中撰実又記』を読解することでそれがかなり明らかとなることが予測でき、公家鞠とは相当に違いのある外郎派地下鞠復元への夢を持つこともできた。なお、『中撰実又記』の概略については旧稿において述べたので、そちらを参照されたい。（村戸弥生「日本体育史学会ワークショップ報告書・『中撰実又記』（一六四六）の蹴鞠技術と作法—技術編—」『体育史研究』第三三号、二〇一六年。体育史学会HPで閲覧可能。）

『中撰実又記』の読解までの基礎作業としておおむね次のことがある。常識的なことかもしれないが、以下に整理しておく。

I、諸本研究
II、底本翻刻
III、読解
IV、注釈

Iについては、諸本調査で必ずすべきことである実見による調査は成せずにいるが、諸本のコピーは入手できたので、それをもとに底本を平野神社所蔵難波家旧蔵本と定めた。底本を定めるにあたっての考察は論文にまとめたが、その内容について報告する。

IIについては、現在進行中の作業であるが、下巻についてはほぼ終わっている。凡例において翻刻方針を示すが、できるだけ底本の忠実な翻刻に努める方針を取った。読み易さを第一にして校訂本を作ることも考えたが、校訂本は諸本を一本増やすことと変わらない、という考えもあるので、その方針は取らなかった。

IIの翻刻方針により、古典原文はいささか読みにくいものになった分、IIIについては、できるだけ分かりやすい現代語訳になるように努めることにした。この方針についても凡例に示す。現代語訳そのものはできるだけ底本文に基づいて行うが、底本文にあって意味の通りにくい箇所もあるので、他の諸本文に依って行い、その旨注記でわかるようにした。

2：地下外郎派蹴鞠復元へ向けて

IIIについては、これも現在進行中の作業であり、常に修正を加えている。腐心しているのは「できるだけ分かりやすい現代語訳」にすることで、これこそ、国文学分野と体育史分野、のみならず、あらゆる現代人との架け橋となる作業だと思うからである。現代語訳だけ読めば江戸初期地下鞠がわかる、というものを目指している。

そのために、「沓下」「程」「見込み」といった地下蹴鞠用語もできるだけ噛み砕いて訳し、蹴鞠用語そのままを用いなかった。技術用語は初出のところでその意味を訳に付け加えることで、説明的なうるさを解消できるかと思っている。技術用語の読解については、体育スポーツ実技の立場からの意見も反映されているので、その箇所を特に取り上げて実際に読みを展開してみることで、フロアの体育史の方々の意見も伺ってみたい。

こだわりを持っているのは、例えば「バランス」「フォーム」といったカタカナ言葉を現代語訳に使わないことである。これらは現代人にはむしろ理解しやすい言葉かもしれないが、グローバル化した現代ではむしろ推奨されるべき言葉なのかもしれないが、扱っている資料はあくまで近代以前のものであり、カタカナ言葉は原文のニュアンスを曲解させる可能性があると考えたからである。現代語訳は「均衡・つり合い」「姿勢・体勢」といった和語と漢語のみを用いることでも、十分に現代人に伝わると考えたからである。

IVについては、現在進行中の作業ではあるが時間的に今後の課題としなくてはならないだろう。当面は現代語訳に反映させることで替えることになるだろうが、注釈は大事な作業であり、読解の助けとなる最小限の注はつけようと考えてはいる。注釈作業の過程で、『中撰実又記』と能楽口伝書との関わりについて論考にまとめたので、そのことについても発表時間に余裕があれば報告してみたい。

**武道教員の資格取得状況
埼玉県にみる武徳会称号（教士、錬士）の取得状況との比較**

古川 修

1.はじめに

学制発布以来の教育制度を確立していく過程での課題の一つに無資格教員の解消がある。教員養成学校の設立や教員検定制度の確立により次第に解消へ向かっていったが、そんな中で中等学校においては無資格教員の解消が戦後の新しい教育制度を迎えるまで達成されなかった学科目として体操科があげられる。中学校や実業学校等の男子生徒が多数を占める中等学校に顕著に見られた。それは男子生徒に必修となった武道科目に無資格教員が多かったからである。武道教員の資格制度も整ってきたのに、なぜ無資格教員の解消が達成されなかったのだろうか。何とかして中等学校教員へキャリアアップしたいと文検合格をめざして長年努力を続けるほど魅力のある中等学校の教員資格であったのに、さらにはその中等学校での教員経験が何年かあれば、教員免許規定により有資格者となる手立てもあったはずである。

そこで、本研究では教員免許状所持の有無と武道関連の資格称号を埼玉県の武道教員を例に比較検討しようとするものである。1942（昭和 17）年 5 月現在の『埼玉県学事関係職員録』をもとに、武道を担当している教員を学校ごとに抜き出し、さらに 1941（昭和 16）年 4 月発行の『大日本武徳会範士教士錬士名鑑』、『昭和 12 年武道範士教士錬士名鑑』、1930（昭和 5）年の武徳会名簿『武道宝鑑』から称号、階級を照合し書き加えまとめてみた。作成した表は発表当日に配布予定である。

2.武道担当教員の概要

職員録に武道科目の記載のあった学校数は 40 校である。女学校が 1 校（浦和商業女学校、現在の小松原学園の前身である）だけ含まれている。教員数は延 80 名である。以下すべて延べ人数のままの処理である。教員免許台帳や武徳会名簿により年齢の判明している者は 51 名（応召中を含む）である。22 歳から 58 歳までで平均年齢は 41.3 歳である。この平均年齢は体操担当者（体操、教練、武道を含む全体）と比較すると若干高いといえよう（昭和 12 年の体操担当者全体の平均は 36.2 歳であった）。

職名が教諭の者は 16 名で平均年齢は 32.5 歳である。剣道か柔道のいずれかの免許だけを所持しているのは 4 名で、ほかは武道と体操、あるいは武道と国・漢または武道と地・歴を所持していた。16 名の平均給与は 85.5 円で教諭以外の者の平均は 34.9 円である。剣道と柔道の 2 科目とも担当者が教諭の学校は師範学校と市立川口中の 2 校だけである。師範学校では高等師範出身の 2 名であり、武道の他に体操も担当している。これに対して市立川口中では武道だけをそれぞれ担当している。前年の 1941（昭和 16）年に新設されたばかりの中学校で梅根悟が校長として招聘され、武道担当教員の待遇を見ても当局からのバックアップ体制を見ることができるようである。教諭以外の中で高額な俸給を得ている者は 90 円の不動岡中の楠力（前年の武徳会名簿による現住所は東京、本郷である）、大宮実科工業の田中範蔵である（大宮実科工業は片倉学園で、現大宮高校の前身の一つである）。次いで 85 円の松山中、島田萬吉がいる。島田はこの年は嘱託教師であるがそれ以前は教諭として同校に勤務している。他の 2 名の高額な理由は不明である。

武道の教員免許所持者についてみてみると、所持者は 1944（昭和 19）年に取得した者

は除いて 23 名（80 名中 28.8%）であり、その平均年齢は 38.5 歳である。内訳は高師卒の 4 名（平均 31.5 歳）、国士館卒の 6 名（同、27.8 歳）、文検合格者 4 名（同、38.5 歳）、いわゆる経験年数による取得者 9 名（同、47.0 歳）となっている。高師の場合には卒業後一定期間文部省の指定された学校、機関に派遣されるために、卒業後すぐに現場からの要望で赴任できる国士館卒とは数年の差が見られるようである。文検合格者についていえば、小学校勤務経験者が多い理由からそれなりの経過が必要であるし、また経験年数による取得者の場合も、ある程度の熟達者が武道を担当し、その後数年間を要し条件を満たし無試験検定を受験する形をとるのでなお一層の年数が必要になると考えられる。また、教員免許所持者 23 名中、教諭となっている者は 11 名（47.8%）である。武道担当教員全体でいえば 80 名中 13.6%に当たる低い割合となる。

次に、武徳会称号の所持者（兼務している者がおり、延べ人数であることに重ねて注意されたい）についてみる。武徳会の錬士（精錬証を含む）所持者は 26 名（平均 41.2 歳）。教士は 15 名（平均 48.1 歳）。教諭以外の錬士は 18 名で平均年齢は 44.3 歳、平均給与は 34.7 円である。同じく教諭以外の教士は 13 名で平均年齢は 48.5 歳、平均給与は 40.0 円であった。これらの錬士の中で高額の俸給を得ている者は大宮実科工業の田中範蔵の 90 円、次いで豊岡実業の吉田政三の 67 円、不動岡中の諸貫五三郎の 63 円、浦和中の金杉松次の 60 円である。吉田は書記兼嘱託なので武道担当としては少額であろうと思われる。金杉は浦和中の他に同校の定時制の敬和中也兼務しているので、合わせて 70 円となっている。兼務している者は他にも齋藤益太郎（中部実業、潮止自治で合わせて 45 円）、高橋庄次（財団法人埼玉中の教諭であり俸給は未定ながら、その他浦和商业、浦和第二商業で合わせて 62 円）などである。

これに対して教士の称号を持つ者では前出の不動岡中、楠力の 90 円を筆頭に、浦和商业の富所寛一郎（武徳会名簿の現住所は東京、王子である）は 65 円。間中鹿太郎は川越中と川越商業の 2 校で 112 円を得ている。奥田芳太郎は浦和中和浦和商业、大宮農商の 3 校で $67+\alpha$ 円、梅澤照佳は熊谷商業の書記でありながら熊谷農業でも兼務しており、あわせて 78 円、蓮見武夫は大宮工業、与野農商、大宮農商の 3 校で $47+\alpha$ 円となっている。

3.おわりに

武道担当教員延 80 名中、武徳会の称号を所持している人数は延 42 名（52.5%）であった。対して武道の教員免許状を所持していた人数は延 23 名（28.8%）で、さらに教諭となっている者は 11 名（13.6%）に過ぎない。逆に言えば 12 名（52.2%）は教員免許状を持っているが教諭とはなっていないのである。中学校だけに限っていえば武徳会称号は 26 名中 15 名（58.0%）、教員免許状は 15 名（58.0%）で同数であった。県立の実業学校では同様に前者は 16 名中 7 名（43.8%）、後者は 4 名（25.0%）となる。町村立、組合立、私立の実業学校では前者が 38 名中 20 名（52.6%）、後者は 4 名（20.0%、兼任しているので実数では 2 名ではあるが）という結果である。いずれの校種の学校でも武道担当教員は武徳会の称号所持者は半数を超えているのに対して、教員免許状所持者については 58.0%、25.0%、20.0%と下がる傾向にある。

以上の事から、武道担当教員にとっては教員免許状を所持していても、実際に教諭となるには厳しい状況があり、中等学校としては無資格教員でやむなしとしながらも、武徳会の資格を参考に武道教員として採用しているのが実情なのではないだろうか。

武道教員養成校における卒業生の就職先に関する研究
-各学校の卒業生名簿を中心に-

佐藤 宏拓穰

1. はじめに

武道が必修化された平成 24 (2012) 年 4 月より、中学校では、柔道、剣道、又は相撲の中から 1 種目を選択することになり、高等学校では柔道、剣道のいずれかを選択することになった。さらに、平成 29 (2017) 年 2 月に中学校学習指導要領の改訂案が公表され、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法」の 8 種目が明記され、その翌月 3 月の改訂より、「銃剣道」が加わって 9 種目となった。

ところで、わが国における武道必修化は、いまから約 80 年前の昭和 6 (1931) 年にまで遡る。しかし、この時代の武道必修化と現代における武道必修化では必修化の意味が異なるのではないと思われる。前者の武道必修化の背景には、戦時体制という世界情勢の影響が関係しており、武道が「富国強兵」へと利用された。しかし、後者の武道必修化は、日本の「伝統文化」というものを前面に出しながら、その実態は武道を日本の運動文化という名目で再興させようとするねらいがうかがえる。

昭和の敗戦直後から教練、武道は禁止され、武道教員免許状も失効された。戦前においては武道教員の養成が行われ、武道の教員免許状も取得できた。

明治後期より昭和前半期における武道教員養成は、東京高等師範学校、大日本武徳会武道専門学校、国士館専門学校の 3 校を中心に行われてきた。

これまでの武道教員養成に関する先行研究は、それぞれの学校の卒業生数やカリキュラムといった制度面については比較的明らかにされてきた。そこでは、武道教員免許状取得者の人数は明らかになっているものの、卒業生の卒業後の動向については明らかになっていない。

つまり、武道教員養成校は中等学校教員の養成を目的としていたが、卒業生がどの程度中等学校教員として勤務していたのかという実態や実数は明らかになっていない。また、これらを明らかにすることで戦前における武道教員養成を担った各学校の役割の違いを浮き彫りにすることができる。

昭和 12-13 年度に武道教員の充足状況を調査した永田進の報告によれば、全体操科教員 2,890 名のうち、武道教員は 1,081 名 (37.40%) であった。また、武道教員の有資格者は 577 名 (53.38%)、無資格者は 504 名 (46.62%) で、体操教員の有資格者 1,093 名 (60.42%) の比率には及ばないが、無資格教員が多いことがわかる。中でも、私立中学校では無資格武道教員の割合が高く、私立中学校の武道教員 156 名中、114 名 (73.08%) が無資格教員であった。

そこで、本研究では時代区分を永田が調査した昭和 13 年を一区切りとして、大正 3 (1914) 年から昭和 13 (1938) 年までの時期における武道教員養成校 3 校が輩出した卒業生の動向を明らかにする。

なお、本研究で使用した資料は、主に各学校の「会員名簿」、「校友会誌」、「國士」、「茗溪会客員会員名簿」に記載された卒業生名簿である。

2. 武専、国士館、東京高師 3 校の比較

大正 3 年から昭和 13 年までの卒業生就職先をまとめてみると、中学校へ就職した人数は

武専が 222 名、国士館 109 名、東京高師 117 名であった。これら 3 校を合計すると 448 名で、武道教員養成校全体（1337 名。死亡者数を除く）を通じて中学校へ就職した者は 1337 名中 448 名と 33.5%であった。実業学校へ就職した人数は武専が 83 名、国士館 69 名、東京高師 25 名であり、合計は 177 名で全体の 13.2%であった。師範学校では、武専 29 名、国士館 0 名、東京高師 38 名であり、合計 67 名で全体の 5%であった。このことから、中等学校（師範学校・中学校・実業学校）に限定してみると、3 校の合計は 692 名であり、武道教員養成校の全体の卒業生の 51.7%が就職していた。外地と大学を除く学校関係への就職は 799 名と全体で 59.7%を占めていた。

大正期から昭和戦前期にかけて生徒数や学校数が増加する中で、武道教員として需要があったにもかかわらず、中等学校へ就職した者が約 6 割であったことは、少なかつたのではないかと思われる。また、昭和 13 年という時代背景があったことから、外地への就職 200 名（15%）が大きな特徴であった。その中でも武専と国士館は、警察・官公庁 49 名（37.5%）への就職が多く、軍への応召 45 名（22.5%）も多くみられた。東京高師は、外地への教員としての就職（43 名）が他の 2 校とは明らかに違う特徴でもあり、校長として職にあたったことは、外地においても教育界をリードする立場であったことがいえる。

3. まとめ

戦前における武道教員養成の実態を各学校の校友会誌や卒業生名簿から検討した結果、次のような 3 校の特徴が明らかになった。

1) 武専は、中学校への就職が東京高師や国士館の 2 校に比べて約 2 倍にのぼった。また、師範学校への就職についてみると、東京高師だけでは数的確保ができなかつたため、武専がそれを補完する役割を果たしていた。その他、武専は警察・武徳会支部への就職も多く、それが一つの特徴になっていた。

2) 国士館は、教員養成を開始した昭和 4 年度（卒業は昭和 8 年）から昭和 13 年度までの短期間に、卒業生数を多く輩出した。ただ、その多くは外地の中等学校や公共機関（官公庁）に就職しており、会社関係への就職が多かったのが特徴である。兵学校への就職も軍との関係が強かったことが伺える。また、師範学校への就職は皆無であった。

3) 東京高師は、教員の直接的な養成校であるため、就職先は学校関係が主であった。卒業生は中等学校のみならず、小学校、高等・専門学校または兵学校など、あらゆる教育機関へ就職していた。さらに、中等学校の校長として教育界のリーダー的役割を果たしていた。また、内外地においても学校関係が主な就職先であった。他の 2 校と違い、大学への進学率の高さも特徴の一つであった。

以上のことから武道教員の養成を行っていた 3 校の就職先を総括してみると、武道教員として需要があったにもかかわらず、必ずしも武道教員として就職していなかつたことが明らかになった。さらに、昭和 13 年という戦時下体制の時代背景もあり、武道教員養成校出身者は外地への就職や軍への応召が多いことも特徴であった。

今後の研究課題としては、上記 3 校の武道教員養成校を卒業していながら武道教員へと就職しなかつた理由についてさらに検討していきたい。また、昭和 20 年の終戦によって武道教員免許状が翌年失効されたことによる武道教員の動向についても今後の研究課題とする。

明治後期における英国田園都市構想の日本への伝播と「^{かんじりど}間時利導」に関する研究
—西欧のレジャー・レクリエーション計画・施設の日本への受容をめぐって—

○ 川村 若菜（福岡教育大学大学院）

1. 研究の目的及び本研究の意義

本研究は、明治期に日本に紹介された英国の Howard(1898)や Sennet(1905)らの田園都市構想とそこでの西欧のレジャー・レクリエーション計画・施設の事情について明らかにしようとする。「レジャー・レクリエーションとその施設利用」は、当該資料の邦訳では、「間時利導」の用語があてられていた。都市計画に人々の憩いの場として公園が整備され、そこにレクリエーションやスポーツの実施場所としての運動広場やレクリエーション・グラウンドの整備がなされるようになるのは、都市における公園計画とも関連する。さらに、明治期後半から大正期の時代に、西欧の労働とレジャーとのバランスや西欧のスポーツやレクリエーションの事情が紹介され、都市生活におけるそれらの意義が理解されていた事情が存在した。

日本の体育・スポーツ史の研究においても、西欧のスポーツの移入とその発展について研究の蓄積が認められるが、都市計画の進展の中での都市住民が担い手となる運動施設の位置づけとレクリエーションの意義は、十分な研究がなされていないようである。日本における 20 世紀初頭の田園都市構想は、政府の内務省地方局が担ったが、その底本には英国の田園都市 (Garden City) 計画の全体像を示した Howard(1898)や Sennet(1905)らの文献が参照された。そうして、1907 年に『田園都市』（博文館発行）が出版された経緯があった。本研究では、都市住民の生活の中での人々のレクリエーションの価値が語られ、そのための施設として、都市公園や運動広場（運動場やレクリエーションの施設）の設置が計画として盛り込まれていた記述とその内容を明らかにした。

2. 先行研究の検討

西欧のレジャー・レクリエーション計画・施設をめぐっては、公園史研究からの位置づけがなされ、欧米のスポーツ史の移入と定着事情と共に、これまでの体育史研究で言及されてきた。欧米のスポーツやレジャーの事情も雑誌記事にて紹介がなされているが、西欧の都市住民の生活とレジャー・レクリエーションが理論摂取された経緯やその事情は定かではない。イギリス体育史研究の中では、労働者階級における「合理的レクリエーション論」については周知の理論として紹介されているが、日本への西欧のレジャー・レクリエーションの理論摂取はいつごろであるかの時代査定やその経緯は、十分な説明がなされていないようである。

3. 田園都市構想におけるレジャー・レクリエーションの重要性

Sennet 著の Garden Cities in Theory and Practice(1905)には、イギリスの労働者の都市生活について触れて記述されている箇所がある。そこでは、西欧の労働者階級の人々にみる都市生活の状況を以下のように紹介している。「イギリス人は酒臭いパブの狭い場所で、赤ワインを飲んだり、ラガーを飲んだりしている」ものの、西欧の労働者階級の人々は「一年を通して彼らの喜びを歩き渡らせ、毎週日曜は彼らにとってレクリエーションの日であった。野

外でどのように利用可能な空きスペースが使われているかを見ることは本当に驚く」と述べている。労働者階級の人々に合理的な娯楽が必要であると考えていることが伺える。さらにスイスで行われる娯楽の一つである小旅行（Ausflug）について「都市生活のスピードと人混みが絶えず増加することは、国への頻繁な旅行のさらなる必要性を作る。（中略）ロンドンの職人が、私がスイスに関して述べたような歩行者の遠足を手配して、数日間に渡って行こうとすれば、どれほどうまくいくのだろうか。」と他の西欧の国としてスイスの事例も比較しながら、イギリス労働社会階級へのレジャーの必要性を述べている。さらに要約すると、Sennetによれば、「スポーツには多岐に渡る利点がある」といい、人口過密問題から発生する、都市での衛生問題や人々の飲酒による問題を解決するために、身体を動かし、人々の健康に良いレクリエーションやレジャーの必要性が語られている。また、「田園都市では工場の時間外にスポーツを楽しむこともできる。子どもたちは早い年齢で運動の追求と野外遊びを与えられ、健康に関して健全な競争へと導かれる。」という。このことから都市で生活する人々へ運動やスポーツの可能なレクリエーション・グラウンドや公園の運動実施スペースが必要とされることを説いていたのである。

4. 西欧のレジャー・レクリエーションの日本への理論摂取と実際（まとめにかえて）

日本において、こうした英国の田園都市構想は、1907年内務省地方局有志編纂『田園都市』によって日本に紹介された。Sennetの田園都市構想の原典の出版が1905年であるため、数年後には日本の内務省の官吏が自著で言及したことになる。『田園都市』によれば、Sennetの書物について「間時の時を利用する有益な娯楽事業から、各国で行われる節酒の施設について説く一段に至るまで、詳しくその大事な点をだして至らないところがない。」と、Sennetの田園都市構想を高く評価していたことが伺える。『田園都市』目次には、「間時利導」という小見出しがあり、西欧の娯楽施設の紹介や、娯楽・レクリエーションの必要性が記述されている。そこでは、「青年の職人は、その気質も荒々しいため、興味は音楽よりもむしろ、快活な庭園の散歩にあるだろう。そうしたらこれらに対しては、庶民公園を設けて、娯楽場を設け、各種の設備を備え、工場地の周辺を囲むことを要する。」（『田園都市』p.190）と紹介している。また、「都市の人々の心身を新しくして合わせてその活力を増進させる間時利導の設備を全うすることは、都市部における、今の急務であるといえるだろう。」という。

日本では、日露戦争後の時代に、内務省の国策の一旦にもあった「地方改良」として、田園都市構想に手がかりを求めており、その中で理論摂取として西欧のレジャー・レクリエーションの実例を紹介された。その中では運動場及びレクリエーション・グラウンドが「間時利導」の施設として設置されるべきであることが説明されていた。

【資料・参考文献】（資料は、一部抄録として記載することにとどめ、当日配布の資料で提示いたします。）

- 1) Howard, E. (1898) *To-Morrow, A Peaceful Path to Real Reform*, London
- 2) Delos F. Wilcox, P.D. (1904) *The American City: a Problem in Democracy*, New York
- 3) Sennet, A. R. (1905) *Garden Cities in Theory and Practice*, London
- 4) 内務省地方局有志編纂（1907）『田園都市』、博文館

国際バドミントン連盟初期による国際的な運営の確立（1934-1939年）

鷗木千加子（甲南大学）

本研究の目的は、バドミンントンの国際統括の形成に関する研究の一環として、国際バドミントン連盟（以下、IBF）設立初期における国際的な運営の確立について明らかにすることである。IBF 議事録、イングランドバドミントン協会（以下、BAE）公式機関誌『バドミントンガゼット』を史料として用い、IBF による国際統括のはじまり、バドミンントンの活動の変化、IBF の運営の変化から検討した。

1. IBF による国際統括のはじまり

IBF は、バドミントンにおける最初の統括組織として 1893 年にイングランドで設立されたバドミントン協会（以下、BA）からの提案により、1934 年 7 月 5 日に設立された。それに伴い、BA が担っていた競技に関する国際的な機能と競技規則の管理・運営は IBF へ移管された。

IBF は、会長、副会長 6 名以内、財務担当、執行役員からなる執行委員会と、加盟するナショナル組織の代表からなる評議会により運営され、事務局長は評議会によって任命された。また、執行委員会は、財務委員会及びトーナメント委員会を任命し、その他必要とされる委員会を設置し委員を任命することができるとされた。設立時の役員及び委員の構成から、IBF の実質的な運営はイングランドのメンバー中心で始められたと言える。

2. バドミンントンの活動の変化

IBF 設立に伴い BA はイングランドの統括組織 BAE となり、BA 公式機関誌『バドミントンガゼット』は BAE によって発行が続けられた。同誌の掲載記事からは、IBF の設立により、国際大会、国際交流及びイングランド以外の活動が飛躍的に活発化した様子は窺えない。しかし、『バドミントンガゼット』に一度も記事の掲載がなかった 3 カ国が 1935 年から 1939 年の間に IBF に新規加盟しており、同誌を発行したイングランドが十分に活動を把握できていなかった地域からも IBF に加盟があった可能性が窺える。

イングランドでは、これまで競技力を牽引してきた選手達が徐々に大会から姿を消していった。高い競技力をもつ選手の中には、アメリカ大陸へ移住しプロ活動を開始する者も現れた。1939 年には、全英選手権大会においてミックスダブルス以外の 4 種目のタイトルをイングランド以外が占める結果となった。アイルランドでは、高い競技レベルのストローラーズバドミントンクラブがアイルランド内外へ遠征を行い、積極的な普及・交流活動を行った。デンマークでは、代表チームがブリテン諸島を訪問し、ウェールズとのナショナル対抗戦や、イングランド内のクラブ等との積極的な交流により、急速にバドミントン人気を高め、競技力を向上させた。アメリカ大陸では、カナダと U.S.A. を中心に競技普及が進み、組織化が進められた。

IBF 設立初期においては、飛躍的な加盟団体の増加や IBF 活動の拡大があったとは言いがたい。しかし、IBF 主導の活動だけでなく、個人、チーム、ナショナル組織による新たな国際的な交流が、世界各地へのバドミンントンの活動や組織化を拡大させ、国際的な統括の推

進に寄与したと言える。一方で、活動や普及・発展の背景の多様さから、国際的な統括のために、何を国際統一基準にするかという課題がIBFに課せられることになった。

3. IBFの運営の変化

IBF設立時の加盟は9団体であり、ヨーロッパ以外ではカナダとニュージーランドが加盟している。その後、拡充する各地でのバドミントンの活動状況により、加盟団体はアジアやアメリカへと広がり、徐々にではあるが着実に拡大していった。

設立会議において承認されたIBF規約は、その後一次加盟の条件及び手続き、事務局長の承認手続き、競技規則に関連する事項の手続き等について修正が行われた。いくつかの国際統一基準についても検討されたが、各国のスポーツ中央組織の規約にその国のバドミントンの統括組織が従っている事実があり、その時点では現実的ではないと考えられた。このように、IBFでは各加盟団体の活動状況を考慮しながら連盟規約の修正に取り組み、国際競技連盟としての運営の在り方を整えていった。プロ活動に対しては、「国際的なバドミントンの発展」の一環として好意的に捉える一方で、IBFが管理・運営する競技規則のもとに置かれることを明確に示した。

運営を担う役員及び委員会メンバーの構成は、イングランド以外の者が徐々に増加し、連盟の意思決定に「力」を持ち始める傾向を示した。その一方で、1938年に事務局長になったイングランドのH・A・E・シェールは、1939年には全ての委員会メンバーとして名を連ね、IBF内での権限を強めていった。また、総会における投票権数はイングランドが多数を占め、最終的な決定権はイングランドがもち続けた。

拡大したIBF加盟団体内においては、各々自立的な活動が繰り広げられた。そのことは、徐々にイングランドで誕生し踏襲されてきた競技規則への不都合を生じさせ、加盟団体から競技規則の修正提案が出されることに繋がった。イングランド以外から出された幾つかの修正提案については却下される傾向にあった。しかし、カナダから出された修正提案については、ルール委員会で検討されることになり、執行委員会の承認を経て、1939年7月に大幅な競技規則の修正に至った。

IBF主催大会設立については、1939年7月に最初の主催大会としてトマスカップ大会設立が決定した。IBF会長トマス卿らは、イングランド以外で先進的なバドミントン活動を行っていたデンマーク、アイルランド、カナダを大会運営規程作成に関わらせることによって、加盟団体の合意が得られる案を作成し、第一回トマスカップ大会開催を成功させようとした。しかし、第二次世界大戦勃発により議論は途絶えた。

4. まとめ

IBF設立初期においては、各地の多様なバドミントン活動の状況や加盟団体の要望や感情を鑑みながら、運営に修正を加え国際的な運営を確立していった。しかしその一方で、イングランドの役員がIBFの運営を牽引しやすい体制が構築されていった。それにより、IBFの中に、BA的な運営やゲームの在り方に対する考え方というBAの「体質」を踏襲しながら国際統括を形成する可能性を残すことになった。

植民地樺太のスポーツ

『樺太日日新聞』から捉える植民地におけるスポーツの一側面

富田幸祐（日本体育大学オリンピックスポーツ文化研究所）

本研究は、戦前日本の植民地の一つであったサハリン島北緯 50 度以南「樺太」¹におけるスポーツの歴史的展開のその一側面を明らかにするものである。1904 年に勃発した日露戦争は 1905 年に日本の勝利によって終結した。この時、南サハリンがロシアから日本へと割譲され、日清戦争による台湾に続き、日本は日露戦争によって南サハリンを植民地として手に入れたのである。ここから 1945 年のアジア太平洋戦争敗戦までの間、南サハリンは樺太として日本の領土となった。そして敗戦後のサンフランシスコ平和条約によって日本は樺太を放棄、また北サハリンを領有していたソ連が、この平和条約締結に参加していなかったことによって、ソ連の南サハリン領有は認められず、現在に至っているのである。

日本の植民地史研究において樺太は、近年まで研究対象として注目されることが少ない状況にあった。日本の植民地史研究において、そこで問われるべき中心的な課題は、帝国日本による周辺諸国・地域の支配、収奪とそれに対する抵抗、恭順、そしてこの両者が複雑に絡み合うなかでの戦略的な迎合や協力など、大きく捉えれば支配と被支配の諸相の問題であった。対象となる朝鮮、台湾、中国大陸には日本から見たときの他民族が多く先住しており、つまり日本人による圧倒的多数の他民族の支配とそれに対する抵抗の諸相ということになる。このようにこれまでの植民地史研究を捉えたとき、樺太は様相が異なるものとして映ることになる。端的に言えば樺太には他の地域ほどの圧倒的多数としての先住する人々がいなかったのである。チェーホフの『サハリン島』にも描かれているように、広大なロシアの中でも辺境に属し、そもそもの人口が少ない上に、日露戦争の結果による支配地域の変動によって樺太からは、先住していた多くの人々が南サハリンへと移動していった。この結果、人口的な空白地帯となった樺太には日本人が新たな仕事を求め移住することになり、樺太には日本人による新たな社会が形成されることになる。つまり樺太は日本人移民の受け入れ先となったという意味で、他の植民地とは違い「入植型」あるいは「移住型」という特徴を持つことになったのである。この樺太の基本的特徴がいわゆる植民地史研究における支配と被支配の諸相という問いに合致しなかったといえる。樺太には支配者としての日本人と被支配対象としての他民族のせめぎあいが、他の植民地のような形で顕在化する事態が起きにくい状況であった。支配も被支配もなにもそこに住むのは、ほぼ「日本人」だったのである。なお樺太は 1943 年になるまで「外地」として行政的に捉えられていた。「民族的」には日本人のはずが、帝国日本における居住区としては「外地」の住人という扱いを、樺太の人々は受けていた。ゆえに近年、こうした樺太の特徴を踏まえて帝国日本の植民地を改めてどう捉えていくべきかという議論が提出されるようになってきている²。

こうした帝国日本の植民地をめぐる研究動向を受けたとき、植民地とスポーツの関係についても留意をする必要があるのではないだろうか。これまでの帝国日本の植民地における体育・スポーツに関する研究も、他民族を支配、融和する道具として、被支配の人々の抵抗や愛郷心の発露の場として、または両者が混在する戦略的な立場の現れる空間として、大枠でいえば支配と被支配の諸相が問われてきているといえる³。支配も抵抗もそこまで主題

として挙がらない可能性を持つ樺太とは、どのように捉えることが可能なのであろうか。樺太におけるスポーツの歴史的展開を明らかにすることは、帝国日本における植民地とスポーツの関係に再考を促す可能性を持ち合わせているといえる。

樺太におけるスポーツに関しては新井によってスキーの導入展開普及について、組織の誕生、講習会の開催、尽力を果たした人物などが明らかにされている。その中でも特に注目し値するのはスキーの導入に対する樺太庁、樺太守備隊の存在と関与、そして「島技」という言葉を用いてスキーの島内大会が開催されているなど、スキーという一競技に限定して明らかになった事実ではあるが、樺太におけるスポーツの歴史的展開を把握する上で非常に興味深い知見を提供してくれている⁴。また会田は、樺太における野球に関する言及を行っており樺太における野球が企業や官公庁、旧制中学校を中心に展開されていたこと、『樺太日日新聞』主催の島内大会が実施されていたことなどを指摘し、また『樺太日日新聞』に掲載された野球に関する記事について整理を行っている⁵。こうした先行研究から、樺太においてスポーツが行われていたことは伺い知ることができるが、スキーや野球以外の競技について、また学校体育での実践など樺太におけるスポーツの歴史的展開を把握する上で明らかにしていくべき点は数多く残されているといえる。

こうした研究状況を踏まえ本研究では、先行研究でも史料として用いられている『樺太日日新聞』に掲載される体育・スポーツに関する記事を、競技種目を特定することなく網羅的に収集し整理する。そこから樺太における体育・スポーツの実態に関する一側面を解き明かすこととする。

注

1. 本研究では日露戦争後に日本の領土に編入された地域を「樺太」とし、それ以外についてはサハリンや南サハリン、北サハリンと表記する。
2. 近年の主な樺太に関する研究書としては以下のものが挙げられる。三木理史『国境の植民地・樺太』塙選書、2006年。三木理史『移住型植民地樺太の形成』塙書房、2012年。中山大將『亜寒帯植民地樺太の移民社会の形成 周縁的ナショナルアイデンティティと植民地イデオロギー』京都大学学術出版会、2014年。
3. 先行研究に関しては当日配布資料を参照。
4. 新井博「樺太スキー倶楽部による大正2年の指導者講習会」『日本スキー学会誌』第5巻第1号、1995年、p.133-143。新井博「明治44年2月11日開催第1回樺太島技大運動会の持つ意味」『日本スキー学会誌』第6巻第1号、1996年、pp.158-169。新井博「樺太のスキー黎明期における樺太スキー倶楽部について 大正2年の誕生と活動を中心に」『成田十次郎先生退官記念論集 体育・スポーツ史研究の展望 国際的成果と課題』不味堂出版、1996年。新井博「日本スキーの開拓者桜庭留三郎」『日本スキー学会誌』第7巻第1号、1997年、pp.217-230。新井博「大正12年第1回全日本スキー選手権大会参加者への樺太の取組みについて」『日本スキー学会誌』第8巻第1号、1998年、pp.37-50。新井博「樺太におけるノルウェー式スキー技術の導入と普及について—金井勝三郎の大正4年から大正6年における活動を中心」『日本スキー学会誌』第9巻第1号、1999年、pp.151-162。
5. 会田理人「『樺太日日新聞』掲載樺太実業団野球関係記事—目録と紹介」『北海道開拓記念館研究紀要』第40号、2012年、pp.183-198。

東京パラリンピック大会（1964）の記録映画

崎田嘉寛（広島国際大学）

はじめに

1964年11月8日から東京で開催された、障害者を対象とした国際的なスポーツ競技会である「国際身体障害者スポーツ大会」（以下、東京パラリンピック大会）は、日本における障害者スポーツの重要な起点の一つとして位置づけられている。しかしながら、東京パラリンピック大会を対象とした歴史研究をさらに推進していくためには、資料的な課題があることが指摘されている。この課題の一つが映像資料の発掘である。そこで、本研究は、東京パラリンピック大会の記録映画である「パラリンピック東京大会」および「愛と栄光の祭典」の内容を分析的に提示し解説することを目的とする。

1. 「パラリンピック東京大会」（NHK 厚生文化事業団）

「パラリンピック東京大会」には日本語版と英語版がある。本稿ではNHKアーカイブスが所蔵する日本語版（44分37秒29フレーム）を分析対象とした。

（1）映像分析とその特徴：映像をショット単位でカウントした結果、439ショットであった。そして、映像の展開等に沿って19のシーンに分類した。この中で、競技シーンがショット割合で約33%、フレーム割合で約38%となっており、「パラリンピック東京大会」における映像の中心は競技場面であった、と把握できる。次に映り込みを含む日本人選手の映像は57ショット（12.98%）であるのに対して、外国人選手の映像は240ショット（54.67%）となっており、外国人選手について、普段の様子から競技に至るまで総花的に把握できる構成となっている。

（2）ナレーション分析とその特徴：すべてのナレーションを、解説型、映像の説明型、メッセージ型に分類した。次に、メッセージ型のナレーションを分析し、以下の3つの特徴を見出した。①外国人選手の「明るさ」と日本人選手の「喜び」が対照的に語られている。②競技スポーツ大会としての位置づけがなされているが、国際交流の場であったこと、競争相手との勝負は二次的な要素であったこと、官民一体となって大会を支えたこと、が強調されている。③各種競技については、リハビリテーションの観点から日本の現状を踏まえての実施可能性が示唆されている

（3）小括：映像の中核となっているのは競技場面であり、障害者スポーツが視覚的に理解できるような構成であったが、ナレーション上はリハビリテーションの観点から語られ、記録・技術の向上と生活・職業能力の向上が結びつけて語られている。次に、映像において外国人選手の生活の様子が把握できるように構成され、このことをナレーションにおいて社会復帰を果たし社会的に自立していること、その手段の一つとしてスポーツがあるという語りで相補しているようである。

2. 「愛と栄光の祭典」（日芸総合プロ）

「愛と栄光の祭典」は1965年5月に一般公開された記録映画である。本稿では株式会社KADOKAWAが所蔵する映像（62分36秒）を分析対象とした。

(1) 映像分析とその特徴：映像をショット単位でカウントした結果、1,241 ショットであった。そして、映像の展開等に沿って 22 のシーンに分類した。この中で、東京オリンピック大会に関するシーンがショット割合で約 11%、フレーム割合で約 8%あった。そのため、東京オリンピック大会に対置するかたちで東京パラリンピック大会が位置づけられていることが、映像からも把握できる。また、競技シーンがショット割合で約 25%、フレーム割合で約 20%となっている。このことから、「愛と栄光の祭典」の映像上では競技場面も幅広く紹介された、と認識することが妥当であろう。最後に、特定の日本人選手に焦点があてられている。とりわけ、小笠原文代については子どもたちと再会するシーンなども含まれており、映像の主軸となっている。

(2) 音声分析とその特徴：まず、すべての音声を、ナレーション、インタビュー、その他に分類した。次に、メッセージを含むナレーションおよびインタビュー内容を分析し、以下の 3 つの特徴を見出した。①日本人選手の家族に対する思いが収録されている。②日本人選手の東京パラリンピック大会への個別の思いが語られている。③障害者としての生活に対する要望や思いが述べられている。

(3) 小括：映像上は競技場面が幅広く紹介されているが、ナレーションを含めた音声上は競技内容には全く触れられていない。競技シーンにおいても日本人選手の映像が多く、自身の競技シーンを背景に、それぞれの思いを語った音声が入り込んでいる。次に、映像構成上、東京オリンピック大会に対置するかたちで東京パラリンピック大会が位置づけられている。このことは、ナレーションにおいても強調され、最後に「心の金メダルへの道であり、愛と栄光への道でもある」と締めくくっている。

おわりに

本研究の目的は、東京パラリンピック大会の記録映画の内容を分析的に提示し解説することであった。最後に、本研究の成果と課題に言及して、まとめにかえる。

まず、本研究で対象とした記録映画は、既存研究において分析や考察がなされていないという意味で、未見の資料として位置づけられる。また、前者が公共放送機関の NHK が製作に協力したのに対し、後者は映画会社が開発されている、という点で特徴的な価値を有すると考える。そして、今後新たな記録映画が発掘された際の好個な比較資料となりえよう。

次に、本研究で取り上げた二つの記録映画を比較する形で、その特徴を解説すれば以下のようなだろう。「パラリンピック東京大会」は、外国人選手を中心として競技場面を網羅的に取り上げ、リハビリテーションの観点から障害者スポーツに言及している。日本人選手の参加割合からすれば公平な取り上げ方であると判断され、今後は参加した国と地域別に映像割合を導出することも必要な課題であろう。それに対して、「愛と栄光の祭典」では、特定の日本人選手の準備から競技参加を取り上げ、それぞれに異なる背景と思いが深く掘り下げられ語られている。今後は、紙資料等から外国人選手の背景や思いを補完することが求められる。一方で、二つの記録映画には共通点も多い。東京パラリンピック大会が今後の起点となること、外国人選手の明るさ、車いすが特別ではないこと、などである。ただし、上述の特徴はデータ作成と文字化に基づいた、一部の特徴に過ぎない。膨大な情報量を含む記録映画について、さらなる知見や製作側が意図していない情報の掘り起しは必須である。今後の課題であるとともに、追試分析を含めて連携的作業が求められる。

2018年度 体育史学会 第7回大会

プログラム・発表抄録集

2018年4月16日 印刷

2018年4月16日 発行

発行者 大久保 英哲

発行所 体育史学会

〒245-8650 横浜市泉区緑園 4-5-3

フェリス女学院大学国際交流学部

和田浩一研究室内

Tel : 045 (812) 4287

taiikushi_office@taiikushi.org

印刷所 株式会社コムラ

〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぷりんとぴあ3

Tel : 058 (229) 5858